

交規甲達第4号
警務甲達第38号
令和6年4月26日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

道路使用許可及び自動車の保管場所証明書交付手数料等の免除の取扱いについて

道路使用許可申請手数料、道路使用許可証再交付手数料、保管場所証明書交付手数料、保管場所標章交付手数料及び保管場所標章再交付手数料の免除については、福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成12年福井県条例第30号。以下「条例」という。）により実施しているところ、その範囲について下記のとおり定め、令和6年5月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないよう、適正な運用を図られたい。

なお、道路使用許可及び自動車の保管場所証明書交付手数料等の免除の取扱いについて（令和4年交規甲達第1号）は、令和6年4月30日をもって廃止する。

記

1 道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を免除する者

(1) 条例第5条第2号の範囲

ア 国

国とは、国の機関及びその出先機関をいい、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条に定める行政機関のほか、国会、裁判所及び会計検査院を含む。

イ 地方公共団体

地方公共団体とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める地方公共団体及び同法第138条の4に規定する委員会、委員、附属機関をいい、法律、政令又は条例によって地方公共団体に設置された機関を含む。

ウ 公益上必要があると認めるとき

国又は地方公共団体（以下「国等」という。）がその責務の範囲内の事務を行う場合をいい、手数料が国等の負担となる場合をいう。したがって、国等が行政上の必要により行うものであっても、業者に委託して行う場合は、免除の対象とはならない。

(2) 条例第5条第3号の範囲

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第四号に準じるものとし、別添「道路使用許可手数料の免除基準」のとおりとする。

2 保管場所証明書交付手数料、保管場所標章交付手数料及び保管場所標章再交付手数料を免除する者

条例第5条第2号に規定する者のみとし、その解釈は、1の道路使用許可申請手数料

料及び道路使用許可証再交付手数料を免除する者の場合に準じる。

別添

道路使用許可手数料の免除基準

申請者	内容
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 ※幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校等であれば公立私立は問わない。	教育又は保育を目的とする活動 ・マラソン、駅伝 ・交通安全教室 ・道路の清掃
2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園 ※公立私立は問わない。	
3 集会、集団行進及び集団示威運動を行う団体	集会、集団行進および集団示威運動に関する条例（昭和25年福井県条例第68号）に規定する公安委員会の許可を受けている場合
4 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）第4条に規定する日本赤十字社	同法第27条に規定する活動 ・募金活動 ・広報活動 ・採血活動
5 防犯、防災又は交通安全を目的とした団体	設立目的を達成するための活動 ・交通、防犯又は防災のための街頭活動、災害予防訓練
6 地域的な共同活動を行う団体	・社会奉仕を目的とした道路、道路の施設、道路標識等の清掃活動 ・交通安全のための活動、犯罪及び災害の予防活動
7 公益性の高い寄付金の募集を行う団体	・赤い羽根募金 ・緑の羽根募金 ・歳末助け合い募金 ・ユニセフ募金 ・大規模災害等に対する救援募金